

子ども・子育て ガイドブック



令和7年4月
さつま町

もくじ

1 安心して出産をむかえるために

・母子健康手帳の交付	1
・妊産婦無料歯科健康診査	1
・ハローベビー家族学級	2
・産後ケア事業	2
・宮之城出張助産所	3
・産後ヨガ	3
・宿泊型事業	4

2 赤ちゃんが生まれたら

・新生児聴覚検査	5
・新生児訪問	5
・こんにちは赤ちゃん訪問	5
・産婦健康診査	6
・1か月児健康診査	6
・1歳バースデイ歯科健診	6

3 乳幼児期になったら

・乳幼児健診・相談（定期）	7
・乳幼児相談等（随時）	7
・予防接種	8

4 保育所・認定こども園

・保育所	10
・認定こども園	10
・地域型保育	11
・休日保育	11
・一時預かり	11
・教育・保育給付認定について	12
・認定こども園（教育部分） の手続き	13
・保育所・認定こども園（保育部分） 地域型保育事業の手続き	13
・利用者負担額（保育料）について	14
・副食費助成事業	15
・子育て人材バンク	15

5 発達支援

・発達相談	16
・親子教室（遊びの広場）	16
・障害児通所支援	16
・相談支援事業所	17
・障害児等療育支援事業所	17

6 地域の子育て支援

・地域子育て支援拠点事業	18
・利用者支援事業	18
・子育て短期支援事業	18
・キッズひろばひまわり	18
・病児保育	19
・18歳成人スタート歯科健康診査	20
・相談機関	21

7 小・中学校への準備

・学校への入学	22
・就学援助	22
・町就学教育相談	23
・放課後児童クラブ	24
・放課後等デイサービス	25

8 手当・助成

・出産育児一時金	26
・児童手当	27
・児童扶養手当	27
・特別児童扶養手当	28
・障害児福祉手当	28
・出産準備応援給付金	29
・出産・子育て応援給付金 （国の出産・子育て応援給付金事業）	29
・子ども医療費助成	30
・ひとり親家庭等医療費助成	30
・低所得の妊婦に対する初回産科 受診料助成事業	31
・未熟児養育医療	31
・こうのとりの支援事業	32
・医療的ケア児等総合支援事業	32
・自立支援医療（育成医療）	33
・自立支援医療（精神通院医療）	33
・風しん任意予防接種費用助成事業	33
・小児慢性特定疾病医療費助成制度	34
・小児慢性特定疾病児童等日常生活 用具給付	34

9 施設等の連絡先一覧

子育てを応援します

子育てをしている中で、誰かに聞いてみたいこと、ちょっと困ったこと、子育ての悩みをどこに相談すればいいかわからないことなどありませんか？

そんな時、専門の相談員がさまざまな子育て支援サービスや関係機関の情報をご案内し、必要な支援へおつなぎします。一人で悩まず、ご相談ください。

さつま町役場 子育て相談専用ダイヤル

☎ 0996-52-3666

さつま町役場 こども課 直通電話

☎ 0996-24-8940 (こども支援係)

☎ 0996-24-8941 (こども健康係)

相談時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

さつま町利用者支援事業「さくらんぼ」(認定こども園クオラキッズ内)

☎ 0996-53-0335

相談時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

休日に病気になったら(休日当番医のご案内)

薩摩郡医師会の休日当番医をさつま町ホームページと町広報紙でお知らせしています。

夜間の病院照会について

消防署で把握している在宅医をお知らせしています。

電話 0996-52-0119

鹿児島県小児救急電話相談

夜間における子どもさんの急な病気について、看護師等が応急処置や医療機関受診の必要性などの助言を行います。

対象者 概ね15歳未満の子ども

時間 平日、土曜日 19:00～翌日8:00

日曜、祝日、年末年始 8:00～翌日8:00

電話 「#8000」又は099-254-1186

※ ダイヤル式電話・光電話・IP電話及び市外局番が「0986」の地域の固定電話からは「099-254-1186」におかけください。



1 安心して出産をむかえるために

母子健康手帳の交付

保健師が妊娠期の生活や出産後の育児などについて対応します。妊婦一般健康診査（14回分）と妊産婦無料歯科健康診査（1回分）の受診券を発行します。

なお、母子健康手帳交付時に発行する健康診査受診票綴りは、さつま町に住所を有する場合のみ使用可能ですので、転出後は使用できません。

日 程

原則第2月曜日 9：30～11：00

原則第4月曜日 13：30～15：00

場 所

さつま町役場本庁

- 定期交付日に事前に町公式LINEもしくは電話による予約をお願いします。定期交付日が都合の悪い場合はご相談ください。



妊産婦無料歯科健康診査

ママと赤ちゃんのために無料で受けられる歯科健康診査です。

対象者

さつま町に住所を有する妊産婦

内 容

- ① 受診票を母子健康手帳交付時に発行します。
- ② 歯科健康診査実施委託医療機関での受診になります。（電話での予約をお願いします）
- ③ 妊娠期から赤ちゃんが1歳4か月まで受診できます。（※産前・産後どちらか1回）
- ④ 母子健康手帳と受診票を持参してください。

申請に必要なもの

- 妊娠届出書（医療機関発行）
- 保険証
- 申請者本人確認書類の写し（運転免許証・マイナンバーカード等の写し）
- 振込先口座の確認書類の写し（金融機関名・口座番号口座名義を確認できる部分の写し）

問い合わせ先

こども課 こども健康係

- TEL 0996-24-8941
- FAX 0996-52-3514

1 安心して出産をむかえるために

ハローベビー家族学級（妊婦教室）

妊婦さんとそのご家族に向けて、出産後の育児のイメージづくりのために開催しています。不安や疑問に答えながら、妊娠中を楽しく過ごすきっかけづくりをお手伝いします。

対象者

妊娠6か月以降の妊婦さんとそのご家族1名まで

場 所

宮之城保健センター

内 容

- ①妊娠中の食事と栄養
- ②赤ちゃんのはなし
- ③個別相談

※日程は、母子健康手帳交付時にご案内します。

問い合わせ先

こども課 こども健康係

- TEL 0996-24-8941
- FAX 0996-52-3514

産後ケア事業

乳児期のお子さんを育てる方の不安を軽減し、安心して子育てができますように、3万円分の応援券を使用した産後ケア事業を行っています。事業所へ出向くか、助産師等の自宅訪問でサービスを受けることができます。また、事業所に宿泊してケアを受ける宿泊型事業の一部助成を行っています。

応援券交付事業

対象者

さつま町に住所を有する産婦と出生した1歳未満の乳児、1歳未満の乳児を養育する者

利用期間

出生後からその乳児が1歳の誕生日を迎える前日まで

利用できるサービス

沐浴相談、授乳相談、乳房ケア、骨盤ケア、ベビーマッサージ、育児相談、産後ヨガ、デイサービス

申請及び利用方法

- ①こども課窓口にて交付申請（産後ケア応援券交付申請書）
（必要書類：母子健康手帳）申請は代理者でも可能
 - ②産後ケア応援券を交付（利用できるサービス3万円相当分）
 - ③利用可能な助産所一覧を参考に希望する助産所に連絡する。
 - ④利用料金の一部又は全部として応援券を助産所に支払う。
- ※応援券の再交付や未利用分を現金に換えてお渡しすることはできません。

1 安心して出産をむかえるために

宮之城出張助産所

平成30年4月から宮之城保健センター内に「宮之城出張助産所」を開設し、町内でも産後ケアサービスが提供できるようになりました。開業助産師が宮之城保健センターに出張して、産婦の心や体のケアに当たり、子育てを応援します。完全予約制です。

場所

宮之城保健センター（さつま町宮之城屋地887-1）

対象者

さつま町に住所を有する産後1年未満の母子、1歳未満の乳児を養育する者

利用について

- ①サービス利用は、「産後ケア応援券」を使用できます。
- ②事前予約が必要です。こども健康係までお申し込みください。
- ③利用時間は、1サービスあたり1時間です。

サービス内容

- 助産師による相談
- 乳房ケア
- 骨盤ケア
- ベビーマッサージ

利用当日に必要なもの

- 母子健康手帳
- 産後ケア応援券

産後ヨガ

場所

宮之城保健センター（さつま町宮之城屋地887-1）

対象者

さつま町に住所を有する産後1年未満の母子。お母さんのみの参加も可能です。定員は各回親子10組となっています。

利用金額

3,000円（産後ケア応援券が利用できます。）

利用・予約方法

完全予約制となっております。日程等お伝えしますので、こども課こども健康係までご連絡ください。また、町公式LINEや乳児健診、育児相談での予約も可能です。

問い合わせ先

こども課 こども健康係

- TEL 0996-24-8941
- FAX 0996-52-3514

1 安心して出産をむかえるために

宿泊型事業

対象者

さつま町内に住所を有する産婦及び子どもで、産後における身体的な機能の回復や育児について強い不安を持つ方であって保健指導を受けることを希望する方。
また、家族から産後の支援が得られにくい方など。

利用期間

出産した日から1年を経過する日の前日（1年未満）までのうち、1人の宿泊日数について7日以内（例：1泊2日の場合は2日と考える）とする。

利用金額

	母子での利用	母子のみの利用	加算額
一般世帯	5,500円	4,400円	1,100円
町民税非課税世帯	3,300円	2,640円	660円
生活保護世帯	0円	0円	0円



詳細は
さつま町公式ホームページ
をご覧ください。

申請方法

利用希望期間が決まりましたら、こども課こども健康係までお問い合わせください。
委託助産所への受け入れ確認が必要ですので、入所前の申請が必要になります。

宿泊型事業の委託契約協力機関一覧

施設名	住所	連絡先
鹿児島中央助産院	鹿児島市伊敷6丁目17-18	099-210-7560
マミィ助産院	鹿児島市中山町2598	099-263-5503
済生会川内病院	薩摩川内市原田町2-46	0996-22-8960
田島産婦人科	薩摩川内市平佐町1957-7	0996-22-0311
助産院ここいやし	肝属郡肝付町富山1274-7	090-1342-0581
いちご助産院	日置市伊集院町猪鹿倉484-9	099-208-0017
なかむら産婦人科	伊佐市大口上町46-12	0995-24-2238

申請に必要なもの

- 母子健康手帳

問い合わせ先

こども課 こども健康係

- TEL 0996-24-8941
- FAX 0996-52-3514

2 赤ちゃんが生まれたら

新生児聴覚検査

新生児聴覚検査費用の一部を公費で助成します。母子健康手帳交付時に発行する「健康診査受診票綴り」にある新生児聴覚検査受診票で、入院中の産科医療機関等で検査を受けてください。一部公費助成される検査には、初回検査と確認検査があります。

対象者

さつま町に住所を有する乳児

検査方法

赤ちゃんがぐっすり眠っている状態で、小さな音を聞かせ、その刺激に対する脳の反応や耳の中から反射してくる音を検査機器で測定し、耳の聞こえを検査します。

助成金額

初回検査・確認検査ともに3,000円を上限に助成いたします。

県外で受診された場合は、償還払いになります。

新生児訪問

生後1か月頃の赤ちゃんのいるお宅やご実家に（町外の里帰り先でも可能です）助産師・保健師が家庭を訪問し、育児のアドバイスをします。

※母子健康手帳交付時にお渡しした、ピンク色の別冊（健康診査受診票綴り）についている「新生児訪問連絡票」を記入して、郵送されるか役場窓口へ提出してください。

また、出生届提出時にお渡ししたチラシの二次元コードからも申請できます。

こんにちは赤ちゃん訪問

さつま町から依頼を受けて、身近な育児応援者として母子保健推進員が訪問します。生後2か月頃になると担当地区の母子保健推進員から日程調整の連絡がありますので、母子健康手帳交付時に配付した「赤ちゃん訪問を実施しています」の資料で担当推進員をご確認ください。

子どもたちが健やかに育ち、安心して子育てができるようお手伝いしています。心配なことや気がかりなことなどありましたら気軽に声をかけてください。



問い合わせ先

こども課 こども健康係

● TEL 0996-24-8941

● FAX 0996-52-3514

2 赤ちゃんが生まれたら

産婦健康診査

産婦健康診査費用の一部を公費で助成します。母子健康手帳交付時に発行する「健康診査受診票綴り」にある産婦健康診査受診票で、産後2週間（産後21日以内）と産後1か月（産後42日以内）の2回、産科医療機関等で検査を受けてください。

対象者

さつま町に住所を有する産婦

助成金額

産後2週間、産後1か月ともに5,000円を上限に助成いたします。

県外で受診された場合は、手続きが必要なため、下記までお問い合わせください。

利用当日に必要なもの

- 母子健康手帳
- 健康診査受診票綴り

健診内容

- 問診（生活環境・授乳状況・育児不安など）
- 診察（子宮の回復具合・悪露の状態など）
- 血圧・体重測定
- 尿検査
- 産後の母親のこころの健康状況（質問票の記入）

1か月児健康診査

子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、1か月児健康診査の費用を助成します。

対象者

さつま町に住所を有する乳児

助成金額

上限4,000円（4,000円に満たない場合はその額）県外で受診された場合は手続きが必要なため、下記までお問合せください。

健診内容

問診、診察、身体測定

利用当日に必要なもの

- 母子健康手帳
- 1か月児健康診査受診票

1歳バースデー歯科健診

赤ちゃんのために無料で受けられる歯科健康診査です。

対象者

さつま町に住所を有する生後10か月から1歳4か月までの乳幼児

内容

① 受診券・受診票を7～8か月児育児相談時に発行します。

② 歯科健康診査実施委託医療機関での受診になります。

※ 受診の際は、事前に予約が必要です、直接ご希望の医療機関にお問合せください。

※ 受診後は、宮之城保健センターで「むし歯予防の日（歯科相談・むし歯予防の処置）」を利用することができます。

受診に必要なもの

- 受診券
- 受診票

問い合わせ先

こども課 こども健康係

- TEL 0996-24-8941
- FAX 0996-52-3514

3 乳幼児期になったら

乳 幼 児 健 診 ・ 相 談 (定 期)

乳幼児健診は健康保持及び増進を図ることを目的とし、発育・栄養状態の確認、先天的な病気の有無・早期発見、予防接種の時期や種類の確認など、必要な項目を定期的に確認します。
対象者には、個別通知でお知らせいたします。

健診・相談等	場所	対象	内容
1か月児健康診査	医療機関 (各自予約)	生後1~2か月児	問診、診察、身体計測
はぐ Hugくみるーむ 2か月児育児相談	宮之城保健センター	生後2~3か月児	体重計測、親子遊び、育児相談
4か月児・産婦健康診査	宮之城保健センター	生後4~5か月児・産婦	身体計測、問診、内科診察 離乳食相談・歯科相談
7~8か月児育児相談	宮之城保健センター	生後7~8か月児	身体計測、問診、育児相談、 離乳食相談、歯科相談、親子遊び
10~12か月児健康診査	医療機関 (各自予約)	生後10か月~ 1歳1か月前日まで	身体計測、問診、内科診察
1歳バースデイ歯科健診	医療機関 (各自予約)	生後10か月~ 1歳4か月まで	歯科健診、むし歯予防処置
1歳7~8か月児健康診査	宮之城保健センター	1歳7~8か月児	身体計測、問診、内科診察 歯科診察、フッ化物塗布、 歯科相談、栄養相談
2歳3か月児歯科健康診査	宮之城保健センター	2歳3~4か月児	身体計測、問診、歯科診察 フッ化物塗布、歯科相談
3歳児健康診査	宮之城保健センター	3歳1~2か月児	身体計測、問診、内科診察 歯科診察、フッ化物塗布、 歯科相談、屈折検査

乳 幼 児 相 談 等 (随 時)

相談	場所	対象者	内容
すくすく育児相談	宮之城保健センター	0~6歳(就学前まで)、妊婦	身体計測、歯科相談、栄養 相談、育児相談 初期の離乳食相談(実習) 、妊婦相談
「えほんの森」身長・体重測定	薩摩支所内 こども図書館	0~6歳	身体計測、発育相談
むし歯予防の日 (歯科相談・フッ化物塗布) ※事前予約が必要です。	宮之城保健センター	1~6歳(就学前まで)	フッ化物塗布 歯みがき指導

問い合わせ先

こども課 こども健康係

● TEL 0996-24-8941

● FAX 0996-52-3514

3 乳幼児期になったら

予 防 接 種

令和6年10月1日現在

予防接種については、全て委託先の医療機関での接種となります。
医療機関で予防接種を受ける際は、配付されます予防接種予診票と母子健康手帳が必要です。
※下の表については、今後予防接種法等の改正で、対象者・接種方法が変更される場合があります。

※紛失や他市町村からの転入等で予診票をお持ちでない場合は、こども課こども健康係で再発行できます。その際は、母子健康手帳が必要です。

※委託医療機関については、35ページをご覧ください。

定期予防接種（予防接種法で定められた予防接種）

種別		対象者	予診票の送付時期	備考
ロタウイルス (令和2年10月開始)	ロタテック	生後2か月から生後32週0日後	生後2か月になる前 ※1	生後6週0日後からでも接種可能です。
	ロタリックス	生後2か月から生後24週0日後		
ヒブ (インフルエンザ菌b型)	初回免疫 (3回接種)	【標準】 生後2か月～7か月に至るまで	生後2か月になる前 ※1	※接種開始時期により回数が変わってきます。
	追加免疫	1歳以上で、かつ3回接種完了後7月経過（5歳未満まで接種可）	初回免疫終了後7月経過し、1歳の誕生月の概ね1週間前	
小児用肺炎球菌	初回 (3回接種)	【標準】 生後2か月～7か月に至るまで	生後2か月になる前 ※1	※接種開始時期により回数が変わってきます。
	追加免疫	1歳以上で、かつ3回接種完了後60日経過（5歳未満まで接種可）	初回免疫終了後60日経過し、1歳の誕生月の概ね1週間前	
B型肝炎 (平成28年10月開始)	3回	生後2か月～12か月未満	①1回目・2回目は、2か月になる前 ※1 ②3回目は、1回目接種完了後139日以上経過した後	
5種混合 (DPT-IPV-Hib) (ジフテリア・破傷風・百日咳・不活化ポリオ・ヒブ)	1期初回 (3回接種)	【標準】 生後2か月～12か月未満	生後2か月になる前 ※1	※4種混合・ヒブを以前接種された方で、規定の接種回数を完了していない方は、接種状況により個別に接種方法が変わってきます。
	1期追加	1期初回完了後12月後～18月後まで（90月未満まで接種可）	1期初回完了後12月経過する月の概ね1週間位前	
二種混合 (DT) (ジフテリア・破傷風)	2期	小学6年生の年齢に相当する者	毎年5月頃	
BCG		【標準】 生後5か月に達したときから8か月に達する日までの期間	生後2か月になる前 ※1	

※1 ロタ・小児用肺炎球菌・5種混合・BCG・B型肝炎をセットで送付。

3 乳幼児期になったら

種別		対象者	予診票の送付時期	備考
麻しん風しん混合 (MR)	1期	1歳以上～2歳未満	生後12月になる誕生月の概ね1週間前	
	2期	小学校就学前1年間	毎年5月頃	
水痘 (水ぼうそう)		初回	1歳～3歳未満	生後12月になる誕生月の概ね1週間前
		追加	初回接種完了後3月を経過した後に追加接種	初回接種終了後3月経過する月の翌月
日本脳炎	定期	1期初回	6か月～90か月に至るまで	3歳の誕生月の翌月
		1期追加		1期初回完了後11月経過する月
		2期	9歳以上13歳未満	9歳の誕生月の翌月
	特例対象者	1期初回	平成14年4月2日～平成19年4月1日生 (20歳未満まで接種可能)	予診票の発送なし。希望者は母子手帳持参の上、子ども健康係で申請。
		1期追加		1期初回2回接種後、1年経過する月の翌月初め
		2期		9歳以上で、平成27年度以降1期完了しており、5年経過する月の概ね1週間程前。
子宮頸がん予防 (HPV)		中1～高1相当の年齢の女子	接種希望される方は、子ども健康係までお問い合わせください。	

任意予防接種 (予防接種法で定められていない予防接種) 一部助成

種別		対象者	予診票の送付時期	備考
おたふくかぜ (流行性耳下腺炎)	1回目	1歳～小学校就学前まで (1歳過ぎたら早期に)	町から予診票等の送付はありません。接種希望の方は、生後12月になる誕生月の概ね1週間前に送付する水痘・麻疹風しんの予診票に同封するお知らせをご確認し申請ください。	自己負担額： 500円/回
	2回目	小学校就学前 (年長児)		
インフルエンザ		生後6か月～小学校6年生	9月下旬頃	助成額 上限3,000円/回 生後6か月～小学生： 年2回助成 中学生：年1回助成 高校生：年1回助成
		中学校～高校生		

問い合わせ先

こども課 こども健康係

- TEL 0996-24-8941
- FAX 0996-52-3514

4 保育所・認定こども園

保 育 所

就労などにより家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設（対象：0～5歳）。
共働き世帯・妊娠・出産などの事情で、保護者が家庭で保育のできない場合に利用することができます。

施設名	住所	電話番号	受入開始月齢	延長保育	一時預かり	定員
①山崎保育園	山崎861-2	0996-56-8555	生後2か月	有	有	40名
④信教寺保育園	宮之城屋地808-1	0996-53-3130	生後3か月	有	有	60名
⑤太陽保育園	宮之城屋地2115	0996-52-2551	生後3か月	有	有	40名
⑧上宮保育園	平川1872-2	0996-54-2672	生後2か月	有	有	20名
⑫佐志保育園	広瀬1242-7	0996-53-1378	生後3か月	有	有	40名

認 定 こ ど も 園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。
幼稚園機能（対象児童：3～5歳）の利用については、保護者の働いている状況などに関わりなく利用することができます。
保育所機能（対象児童：0～5歳）の利用については、共働き世帯・妊娠・出産などの事情で、保護者が家庭で保育のできない場合に利用することができます。

施設名	住所	電話番号	受入開始月齢	延長保育	一時預かり	定員
②認定こども園 クオラキッズ	船木2336-1	0996-53-0335	生後2か月	有	有	1号認定：15名 2・3号認定：60名
⑥宮之城聖母幼稚園	虎居1020-1	0996-53-0602	満2歳	有	有	1号認定：25名 2号認定：15名 3号認定：5名
⑦吉祥保育園	虎居町1779-1	0996-53-0305	生後2か月	有	有	1号認定：15名 2・3号認定：60名
⑨あさひこども園	柏原5183	0996-59-8675	生後2か月	有	有	1号認定：10名 2・3号認定：40名
⑩幼保連携型認定こども園 つるだ同朋子こども園	鶴田3424-18	0996-59-3074	生後3か月	有	有	1号認定：15名 2・3号認定：50名
⑪恵光保育園	中津川1986-1	0996-57-0845	生後2か月	有	有	1号認定：15名 2・3号認定：20名

※入所申込み等については、13ページをご確認ください。



問い合わせ先

こども課 こども支援係

● T E L 0996-24-8940
● F A X 0996-52-3514

4 保育所・認定こども園

地域型保育

保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する事業。

地域型保育には、家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の種類があり、さつま町では、事業所内保育所があります。

保育所と同様に、共働き世帯・妊娠・出産などの事情で、保護者が家庭で保育のできない場合に利用することができます。

施設名	住所	電話番号	受入開始月齢	延長保育	一時預かり	定員
③わんぱくキッズ	船木2311-6	0996-52-1265	生後2か月	有	有	地域枠 1名 従業員枠4名

※入所申込み等については、13ページをご確認ください。

休日保育

日曜日・祝日に保護者が勤務などにより、児童を保育できない時に保育所等で預かります。

利用できる施設

施設名	住所	電話番号
認定こども園 クオラキッズ	船木2336-1	0996-53-0335
恵光保育園	中津川1986-1	0996-57-0845

※利用申込みについては、各施設にお問合せください。

一時預かり

就学前の児童を保護者の仕事や就学、傷病、出産、冠婚葬祭などで一時的に子どもの保育が困難となった時に保育所等で一時的に預かります。

問い合わせ先

こども課 こども支援係

● TEL 0996-24-8940

● FAX 0996-52-3514

※利用申込みについては、各施設にお問い合わせください。

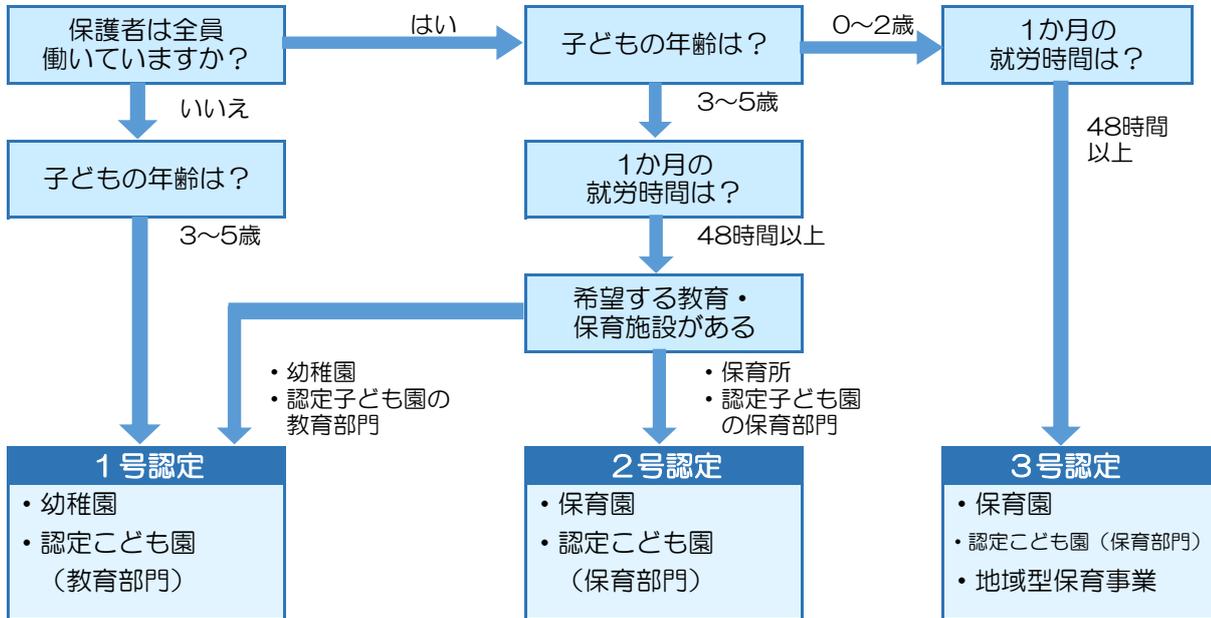


4 保育所・認定こども園

教育・保育給付認定について

教育・保育施設等を利用するには、各ご家庭に合わせた認定が決められています。

※保護者の就労による例



※2号認定・3号認定を受けるためには、「保育を必要とする事由」が必要となります。

保育を必要とする事由（保育所・認定こども園※1号認定を除く・地域型保育 共通）

保育所などでの保育を希望される場合は、次のいずれかに該当することが必要です。

- 就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）
- 妊娠、出産
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 求職活動（起業準備を含む）
- 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- 災害復旧
- 保護者の疾病、障害
- 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- 虐待やDVのおそれがあること
- その他、上記に類する状態として町長が認める場合

保育の必要量（保育所・認定こども園※1号認定を除く・地域型保育 共通）

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、次のいずれかに区分されます。

- 「保育標準時間」認定 → 最長11時間（フルタイム就労等を想定した利用時間）
- 「保育短時間」認定 → 最長8時間（パートタイム就労等を想定した利用時間）

※入所申込み等については、13ページをご確認ください。

問い合わせ先

こども課 こども支援係

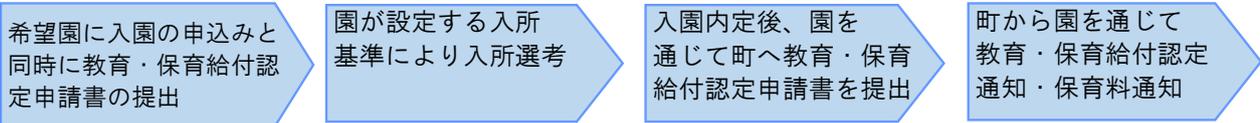
- TEL 0996-24-8940
- FAX 0996-52-3514

4 保育所・認定こども園

認定こども園（教育部分）の手続き

幼稚園や認定こども園（教育部分）を利用するためには、「1号認定」を受ける必要があります。1号認定については、保護者の保育の必要性認定（就労等）は不要です。

教育・保育給付認定 園利用の流れ

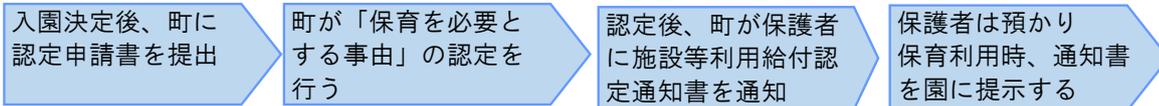


※教育施設（教育部分）を利用する場合は、園（施設）の利用申込書を、園（施設）に提出する必要があります。併せて町の支給認定申請書の提出も必要です。

※教育施設（教育部分）の入園は、施設が決定を行います。

施設等利用給付認定（預かり保育等の無償化）について

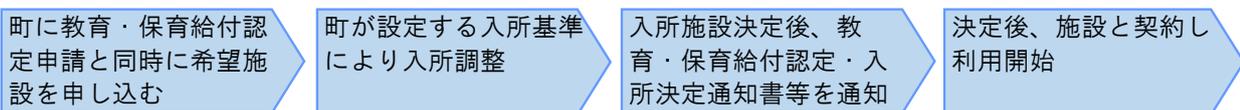
令和元年10月から、1号認定者で保護者全員が就労等により「保育を必要とする事由」が認められる場合は、施設が実施する預かり保育や認可外保育施設等の一時預かりについても、月額11,300円を上限に無償化されます。※ただし申請が必要です。



保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業の手続き

保育所や認定こども園（保育部分）、地域型保育事業の利用を希望される場合は、「2号認定」・「3号認定」の申請と同時に希望する施設の申請を行います。

教育・保育給付認定 希望施設利用の流れ



保護者が児童の保育ができない事情がある場合（保育を必要とする事由に該当する場合）に利用できません。

幼児教育や集団生活に慣れさせたいという理由で、保育施設の利用はできません。

※申し込んだ児童が全員利用できるわけではありません。希望施設が定員に達している場合、利用待ちをしていただくことがあります。

※保育施設（保育部分）の入所は、町の基準で入所決定を行います。

問い合わせ先

こども課 こども支援係

● TEL 0996-24-8940
● FAX 0996-52-3514

4 保育所・認定こども園

利用者負担額（保育料）について

利用者負担額の決定方法

利用者負担額は、世帯（保護者）の市町村民税額、入所児童の年齢等を基に算定します。毎年9月が、利用者負担額の切り替え時期となります。

利用者負担額の無償化

さつま町では、町内に在住するすべての入所児童の利用者負担額を無償にしています。

1号認定 (満3歳～5歳) 幼稚園 認定こども園 (教育部門)	利用者負担額	副食費（給食費）	預かり保育
	無償	第1子・第2子 施設で決定した額を負担 ●住民税非課税世帯、 年収360万円以下のひとり親世帯等の方 ●第3子目以降※ 上記にあたる方は 無償 <small>※所得によりカウント方法変更有</small>	保育を必要とする事由のある世帯 無償 （申請が必要） ※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から 保育を必要とする事由のない世帯 施設で決定した額を負担
2号認定 (3歳～5歳) 保育園 認定こども園 (保育部門)	利用者負担額	副食費（給食費）	延長保育
	無償	第1子・第2子 施設で決定した額を負担 ●住民税非課税世帯、 年収360万円以下のひとり親世帯等の方 ●第3子目以降※ 上記にあたる方は 無償 <small>※所得によりカウント方法変更有</small>	施設で決定した額を負担
3号認定 (0歳～2歳) 保育園 認定こども園 (保育部門) 地域型保育事業	利用者負担額	副食費（給食費）	預かり保育
	無償	保育料に含まれています	施設で決定した額を負担

問い合わせ先

こども課 こども支援係

- TEL 0996-24-8940
- FAX 0996-52-3514

4 保育所・認定こども園

副食費助成事業

3歳児から5歳児までの教育・保育施設に入所している子どもや児童発達支援センター等に通所している子どもについては、所得の状況等によって各施設が定めた副食費（おかず・おやつ代）を徴収しています。

町では、副食費の徴収対象児童の保護者へ、「1人あたり月2,000円」の助成を行っています。

※助成の対象となるには事前に申請が必要です。

助成対象者

さつま町に住民登録を行っている1号認定
または2号認定を受けている副食費徴収対象
となる子どもの保護者

助成金額

対象子ども1人あたり月2,000円

子育て人材バンク

町内の保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等で就労を希望する方を支援し、町内での保育・教育等の人材確保を目的とした、「さつま町子育て人材バンク」を設置しています。

「資格は持っているけど、しばらく保育士の仕事をしていないから不安がある」
「働きたいけど資格がない」など、さまざまなご相談に対応させていただきます。

一緒に子どもの笑顔が見えるお仕事をしませんか？

登録対象者

町内の保育所等において就労を希望する保育士、保育教諭、幼稚園教諭、養護教諭、看護師、准看護師、保健師、放課後児童クラブ支援員、放課後児童クラブ補助員又は子育て支援員

※保母免許から保育士資格への変更手続きをしていない方の手続き支援も行います。

※子育て支援員資格取得のための研修案内も行っています。

問い合わせ先

こども課 こども支援係

● TEL 0996-24-8940

● FAX 0996-52-3514

5 発達支援

発達相談

運動やことばの発達、友達とうまく遊べないなどの心配ごとのあるお子さんや、子育てについて悩んでいるご家族などへ臨床心理士が相談をお受けし、発達検査などを行います。

親子教室（遊びの広場）

親子教室は親子で通い、遊びを通して子どもの発達を促し、子育ての悩みを軽減することを目的とした教室です。保育士や保健師などが対応します。親子教室は年齢や発達段階に応じてクラスをわけています。

障害児通所支援：児童発達支援（未就学児）

発達に心配のある子どもを対象に、一人ひとりの力に合わせて、特定の人とのやり取りや遊びを通して楽しい経験を積み重ねることで、身の回りのことや、運動、ことば、社会性など全体的な発達を促し、生活する力を身につけることを目的としています。

児童発達支援センター クオラバンピーノ

所在地 さつま町轟町35番地40

電話 0996-26-1215

FAX 0996-26-1216

相談時間 月曜～金曜（祝日を除く） 9：00～17：00

障害児通所支援：放課後等デイサービス（就学児）

特別支援学校への通学や特別支援学級に在籍しているなどの小学校1年生～高校3年生を対象に、放課後や休日の時間を有意義に過ごすために、色々な体験を通じて社会生活のスキルを身につけることを目的としています。

※詳しくは25ページをご覧ください。

申請に必要なもの

- 障害者手帳
（障害者手帳が無くても申請できる場合があります）
- 個人番号カード又は個人番号通知カード
と顔写真付きの本人確認書類

問い合わせ先

こども課 こども支援係

- TEL 0996-24-8940
- FAX 0996-52-3514

5 発達支援

相談支援事業所

障がい児やその保護者などを対象に、さつま町から委託を受けた相談支援事業所の専門員が日常生活や障害福祉サービスの利用などについての相談を受けます。

また、サービスなどを申請するときの支援、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）の作成やモニタリング、サービス事業者との連絡調整なども行います。相談は無料です。

相談支援事業所 さつま

所在地 さつま町宮之城屋地670番地2

電話 0996-53-2940

FAX 0996-52-0294

相談時間 月曜～金曜（祝日を除く） 8：30～17：30

相談支援事業所 クオラバンピーノ

所在地 さつま町轟町35番地40

電話 0996-26-1215

FAX 0996-26-1216

相談時間 月曜～金曜（祝日を除く） 9：00～17：00

障害児等療育支援事業所

県の委託を受け、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、関係機関と連携しながら地域療育の支援を行います。

大一会生活支援センターふれあい

所在地 伊佐市大口宮人463-30

電話 0995-23-0143

FAX 0995-23-0144

相談時間 月曜～金曜（祝日を除く） 8：30～17：30

問い合わせ先

こども課 こども支援係

● TEL 0996-24-8940

● FAX 0996-52-3514

6 地域の子育て支援

地域子育て支援拠点事業

地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所です。

子育て支援センター クオラ

所在地 さつま町船木2336-1（認定こども園クオラキッズ内）

電話 0996-53-0335

育児相談 月～金曜日 9:00～14:00まで

育児サークル 毎週火・木・金 10:00～12:00まで（会場「キッズひろば ひまわり」）

※詳細については、子育て支援センターだより（さつま町HPに掲載）をご覧ください。

利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や支援の紹介などを行います。

利用者支援事業 さくらんぼ

所在地 さつま町船木2336-1（認定こども園クオラキッズ内）

電話 0996-53-0335

相談時間 月曜～金曜（祝日を除く） 8:30～17:00

※さくらんぼ相談室も開催しています。詳細についてはさくらんぼだより（さつま町HP掲載）をご覧ください。

子育て短期支援事業

保護者の疾病その他の理由により、家庭において保育を受けることが困難となった児童に対し、一時的に、児童養護施設等で児童をお預かりします。

キッズひろば ひまわり

子育て中の親子が安心して遊べ、親子同士の交流や相談ができる場所です。スタッフが常駐し、予約なしで遊べます。

所在地 さつま町宮之城屋地2117-1（宮之城ひまわり館内）

電話 0996-52-0022

開設時間 月曜～金曜（祝日、12/29～1/3を除く）10:00～14:00

対象者 小学校就学前の子どもとその保護者

利用料 無料

問い合わせ先

こども課 こども支援係

●TEL 0996-24-8940

●FAX 0996-52-3514

6 地域の子育て支援

病児保育

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、保育所などの専用スペースで預かります。

病児保育所 かんがるー

所在地 さつま町船木2336-1（認定こども園クオラキッズ内）

電話 0996-53-0335

FAX 0996-53-0338

利用時間 月曜～金曜 8：30～17：30（※臨時休所する場合があります。）

※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

利用対象児童

さつま町に居住する小学2年生までの児童で、その児童が病気又は回復期にあり、かつ保護者の勤務の都合・疾病・事故、冠婚葬祭などの社会的にやむを得ない事情によって、家庭で保育ができない児童

登録申請から利用までの流れ

病児保育を利用する場合は、事前に登録と利用前の予約が必要になります。登録に必要な関係書類は、本庁子育て支援係又は認定こども園クオラキッズにあります。

1 事前登録

事前登録用紙（児童票）を記入し、事前に病児保育所へ登録してください。

2 利用の予約

利用する場合は、病児保育所「かんがるー」へ事前に連絡し予約が必要です。

≪予約受付時間≫ 前日 9：00～17：00 当日 7：00～7：20

3 利用申込用紙の作成

利用申込書の「医療機関記入欄」を受診している医療機関に記入してもらう。

4 利用予約日当日

家庭との連絡票を記載し、他の必要書類と一緒に持参する。

登録申請に必要なもの

- 印鑑（認め印）
- 母子健康手帳

問い合わせ先

こども課 こども支援係

- TEL 0996-24-8940
- FAX 0996-52-3514

病児保育所 かんがるー

- TEL 0996-53-0335

6 地域の子育て支援

18歳成人スタート歯科健康診査

今年度18歳を迎え、成人の仲間入りをする対象者の方へ、無料で受診できる「18歳成人スタート歯科健康診査受診券」を送付しています。

生涯自分の歯でおいしく食事をするためには、歯磨きも重要です。さらに、定期的な歯科健診や「かかりつけ歯科医」を持つことも大事です。この機会にぜひ、「18歳成人スタート歯科健診」を受診し、健口なお口で新たな人生のスタートを迎えて下さい。

令和6年度歯科健康診査実施医療機関

医療機関名	住所	電話番号
尾形歯科医院	宮之城屋地1462-1	0996-53-0418
クオラリハビリテーション（歯科）	船木2311-6	0996-53-1755
杉田歯科医院	宮之城屋地1596-13	0996-52-2855
たきかわ歯科医院	鶴田2690-1	0996-55-9637
林田歯科クリニック	宮之城屋地1456-2	0996-52-0077
福岡歯科医院	虎居704-4	0996-53-3300
ふくおか歯科クリニック	山崎1000-1	0996-56-8511
ほだて歯科	虎居町14-9	0996-53-3555
さめしま歯科医院	薩摩川内市樋脇町塔之原846-3	0996-37-3824
せぐち歯科クリニック	薩摩川内市入来町副田5950-6	0996-44-4618
ひめの歯科クリニック	薩摩川内市東郷町斧淵972-1	0996-42-0786
まつもと歯科医院	薩摩川内市入来町浦之名7676-1	0996-44-5000

※受診の際は事前に予約が必要です。直接ご希望の医療機関にお問い合わせください。

受診に必要なもの

- 受診券
- 受診票

問い合わせ先

こども課 こども健康係

- TEL 0996-24-8941
- FAX 0996-52-3514

6 地域の子育て支援

相談機関

北薩児童家庭支援センター

0歳から18歳までの子どもとその家庭に関する相談をお受けしています。
お話を伺い、子ども達が幸せに暮らせるよう、一緒に考えていきます。必要に応じて専門機関をご
紹介し、児童相談所や市町村等の他機関と連携・協力し、子育てを支援します。
身近な相談窓口としてお気軽にご相談ください。

所在地 薩摩川内市百次町649番地1

電話 0996-24-0081

FAX 0996-24-0038

利用時間 月曜～金曜 9:30～16:00

※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

北部児童相談所

児童相談所は、子どもの福祉の推進を図るため児童福祉法に基づき設置された県の機関で、18歳
未満の子どもに関するさまざまな相談に応じています。
また、必要な場合には一時保護や、児童福祉施設への措置も行っています。

所在地 さつま町虎居704-2（北薩地域振興局さつま庁舎本館2階）

電話 0996-21-3150

FAX 0996-21-3155

利用時間 月曜～金曜 8:30～17:15

※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

7 小・中学校への準備

学校への入学

入学する学校は、10月1日現在の保護者の住所地に基づいて、教育委員会規則で定められています。

就学時健康診断

10月～11月に健康診断を実施します。通知書は9月中旬までに教育・保育施設を通じて配付、又はご自宅に郵送します。対象者は、小学校新1年生です。

入学通知書の送付

通知書は、就学時健康診断の際に配付、又はご自宅に郵送します。指定された学校に入学できない理由が生じた場合は、別途ご相談ください。

入学説明会

入学説明会は各学校で行われます。説明会の日程は、学校から案内があります。

入学式

入学通知書を持参し、各学校に提出してください。

問い合わせ先

教育委員会教育総務課 総務係

●TEL 0996-26-1837
●FAX 0996-53-0007

就学援助

町内の小・中学校への就学で、経済的に困りの保護者に対して、学用品費や通学用品費及び学校給食費等の一部を援助します。

対象者

町内に住所を有する、小・中学校に通う児童生徒の保護者（所得制限あり）

援助の内容

学用品費、通学用品費、学校給食費、修学旅行費など

手続方法

申請書は、学校にありますので、必要事項を記入の上、学校へ提出してください。新入学児童生徒の学用品費の援助については、入学前に保護者へお知らせします。

問い合わせ先

教育委員会学校教育課 学事係

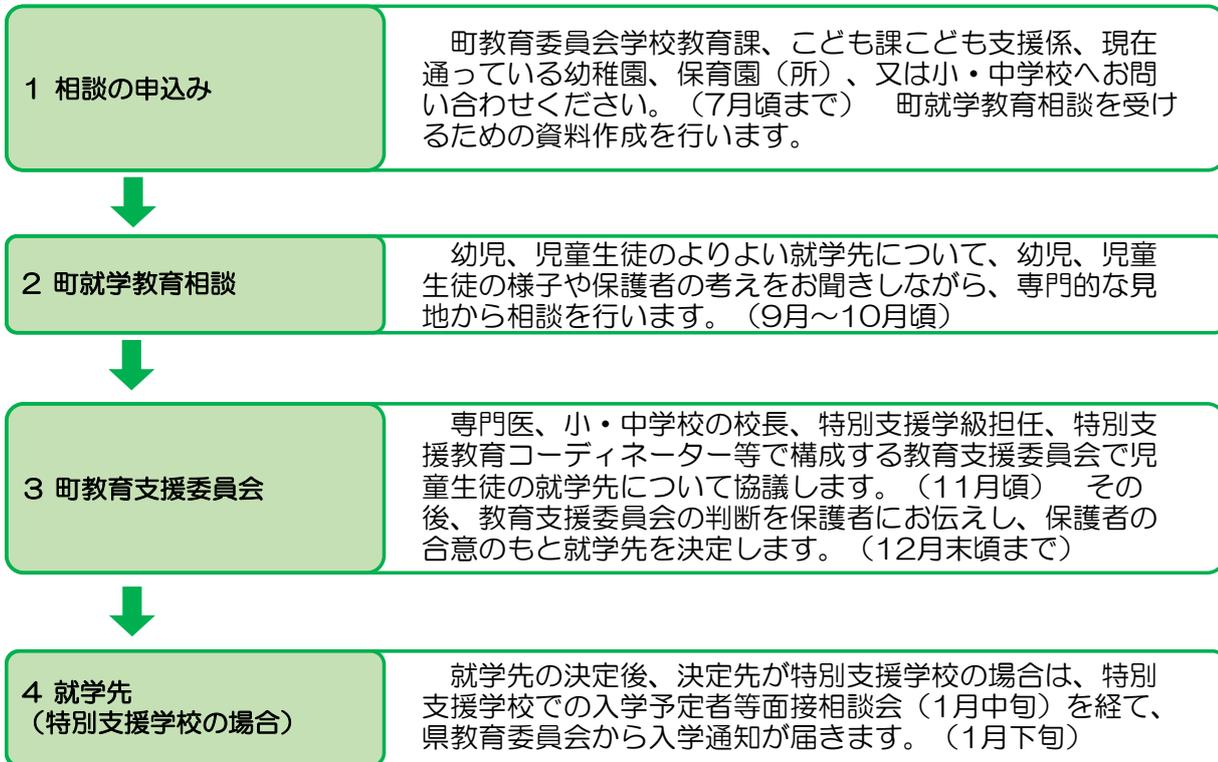
●TEL 0996-26-1838
●FAX 0996-53-0007

7 小・中学校への準備

町就学教育相談

日ごろの生活の中で、心配ごとのある幼児と児童生徒の就学先（小・中学校の特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校等）に関する相談を行います。

就学先決定までの流れ



問い合わせ先

教育委員会学校教育課 学校教育係

- TEL 0996-26-1838
- FAX 0996-53-0007

7 小・中学校への準備

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

共働き等の理由により保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的としています。

人件費や実施場所の必要経費は町や受託者で負担しますが、おやつ代・消耗品・イベント開催時の経費・保険料等は利用料として保護者に負担をお願いしています。

- 対象者** 町内に住む小学校1年生から6年生
- 実施日** 平日及び土曜日、夏休み等の長期休暇（※日曜日・祝日・年末年始は休み）
- 利用料** 各児童クラブにお問い合わせください。
- 申請場所** 本庁こども課こども支援係 鶴田支所・薩摩支所町民生活係

〈実施場所・時間〉

放課後児童クラブ	住 所	連 絡 先	開所時間	
			平日	土曜日・長期休暇
えいしん児童クラブ	宮之城屋地 1556-3	090-9560-0555 えいしん児童クラブ 0996-53-0305 吉祥保育園	下校～18:00	8:00～18:00
信教寺児童クラブ	宮之城屋地 808-1	0996-53-3130 信教寺保育園	下校～18:00	8:00～18:00
太陽学童クラブ	宮之城屋地 2115	0996-52-2551 太陽保育園	下校～18:00	8:00～18:00
恵光学童クラブ	中津川4268	0996-57-0845 恵光保育園	下校～18:00	8:00～18:00
あさひ児童クラブ	柏原1637-3	0996-59-8675 あさひこども園	下校～18:00	8:00～18:00
佐志学童クラブ	広瀬1178	0996-53-1378 佐志保育園	下校～18:00	8:00～18:00
にじいろ学童クラブ	求名12753-3	0996-24-8940 さつま町役場	下校～18:00	8:00～18:00
つるだ学童クラブ	神子666-1	0996-59-3074 つるだ同朋子ども園	下校～18:00	8:00～18:00
山崎学童クラブ	山崎853-1	0996-56-8555 山崎保育園	下校～18:00	8:00～18:00

申請に必要なもの

- 児童クラブ入会申込書
 - 就労証明書
- ※申込書類は申請場所にあります。

問い合わせ先

こども課 こども支援係

- TEL 0996-24-8940
- FAX 0996-52-3514

7 小・中学校への準備

障害児通所支援：放課後等デイサービス（就学児）

放課後等デイサービスの基本的役割について

- ①就学している支援を必要とする子どもに学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験を通じて個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの健全な育成を図る。
- ②子育ての悩み等に対する相談等を行うことにより、保護者の支援を図る。
- ③子どもの地域社会への参加を進めるため、必要に応じた機関との連携を実施し、適切な事業運営を行う。

放課後等デイサービスの新規利用申し込みについて

【福祉サービス受給者証を持っている子ども】

- ①相談支援事業所に相談（更新時期と一緒にする場合、役場にて更新申請書の提出が必要）
- ②モニタリング・利用計画作成・利用開始時期調整
- ③利用事業所との契約
- ④利用開始

【福祉サービス受給者証を持っていない子ども】

- ①こども課こども支援係に相談・相談支援事業所を決定し契約
- ②通所給付費支給申請書等をこども課こども支援係に提出
- ③アセスメント・利用計画作成・利用開始時期調整
- ④利用事業所との契約
- ⑤利用開始

みらくる

所在地 さつま町宮之城屋地2056番地1

電話 0996-53-3900

FAX 0996-53-3900

利用時間 平日 15:00~18:00
土曜日 9:00~17:00（不定期に休みの場合有）
※日曜・祝日・年末年始はお休みです。

クオランビーノ

所在地 さつま町轟町35番地40

電話 0996-26-1215

FAX 0996-26-1216

利用時間 平日 14:00~17:00

障害児通所支援の申請に必要なもの

- 障害者手帳
（障害者手帳が無くても申請できる場合があります）
- 個人番号カード又は個人番号通知カード
と顔写真付きの本人確認書類

問い合わせ先

こども課 こども支援係

- TEL 0996-24-8940
- FAX 0996-52-3514

8 手当・助成

出産育児一時金



出産育児一時金の支給

さつま町国民健康保険に加入している方が出産した場合、出生児一人につき50万円が支給されます。

ただし、産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合や、妊娠85日以上之死産・流産の場合は48万8千円が支給されます。

出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度

被保険者と医療機関の間で、出産費用の受領を医療機関に委任する契約を結ぶことにより、出産費用を国民健康保険から医療機関に直接支払う制度です。あらかじめ用意する出産費用の負担を軽減することができます。

●直接支払制度を利用し出産費用が50万円以上の場合

出産費用が50万円を超えた分を退院時に医療機関へお支払いください。国民健康保険への申請は必要ありません。

●直接支払制度を利用し出産費用が50万円未満の場合

出産費用との差額分を支給しますので、国民健康保険への申請が必要です。

申請に必要なもの

- 出産した方の国民健康保険証
- 出産費用の領収書・明細書
- 世帯主の通帳など振込口座のわかるもの
- 個人番号カード又は個人番号通知カードと顔写真付きの本人確認書類
(世帯主と出産した方)
- 医療機関と交わされた直接支払制度合意文書
(直接支払制度を利用しない場合は医療機関交付の直接支払制度を利用しなかった旨の証明書)
- 死産・流産(妊娠85日以上)の場合は医師の証明書

※ 社会保険等の健康保険に加入されている方は、国民健康保険からは支給されませんので、加入中の保険者へお問い合わせください。

また、出産した方が国民健康保険に加入する前に、社会保険等の健康保険に被保険者(本人)として1年以上加入し、資格喪失日から6ヶ月以内に出産した場合は、その健康保険から支給を受けることができます。その場合は国民健康保険からは支給されません。

健康保険によっては、独自の付加給付を行い、国民健康保険より支給額が多い場合もありますので、以前加入していた健康保険にご確認ください。

申請先・問い合わせ先

ほけん福祉課 保険係

- TEL 0996-24-8932
- FAX 0996-52-3514

8 手当・助成

児童手当

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給します。

手当額

- 3歳未満：第1、2子 月15,000円
第3子以降 月30,000円
- 3歳～18歳：第1、2子 月10,000円
第3子以降 月30,000円

支給月

- 2月、4月、6月、8月、10月、12月
（2か月分ずつ）
- 申請月の翌月から支給対象となります。

申請に必要なもの

- 健康保険証写し
- 預金通帳（受給者）
- 個人番号カード又は個人番号通知カードと顔写真付きの本人確認書類（受給者と配偶者）（受給者と別居の子）

問い合わせ先

こども課 こども支援係

- TEL 0996-24-8940
- FAX 0996-52-3514

児童扶養手当

父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳未満）が育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

手当額（令和7年4月現在）

- 月額11,030円～46,690円
- 児童2人の場合は、上記の金額に5,520円～11,030円が加算され、3人以降は第2子加算額と同じ金額が加算されます。

支給要件（所得制限により対象とならない場合があります。）

- 児童が児童福祉施設等に入所していないこと。

支給月

- 5月、7月、9月、11月、1月、3月
（2か月分ずつ）
- 申請月の翌月から支給対象となります。

申請に必要なもの

- 印鑑（認め印可）
- 戸籍謄本（申請者及び児童）
- 申請者名義の通帳
- 養育費等に関する申立書
- 年金手帳
- 個人番号カード又は個人番号通知カードと顔写真付きの本人確認書類（申請者・扶養義務者及び児童）

問い合わせ先

こども課 こども支援係

- TEL 0996-24-8940
- FAX 0996-52-3514

8 手当・助成

特別児童扶養手当

身体又は精神に中度以上の障がいをもつ児童（20歳未満）を監護している父又は母、又は父母にかわってその児童を養育している方に支給されます。

手当額（令和7年4月現在）

- 重度障がい児の場合
児童1人につき月額 56,800円
- 中度障がい児の場合
児童1人につき月額 37,830円

支給月

- 4月、8月、11月（4か月分ずつ）
- 申請月の翌月から支給対象となります。

支給要件（所得制限により対象とならない場合があります。）

- 児童が児童福祉施設等に入所していないこと。
- 児童が障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていないこと。

申請に必要なもの

- 申請者名義の通帳
- 所定の診断書（身体障害者手帳・療育手帳などをお持ちの方は省略できる場合があります。）
- 戸籍謄本（申請者及び児童）
- 個人番号カード又は個人番号通知カードと顔写真付きの本人確認書類（申請者及び配偶者、扶養義務者・対象児童）

問い合わせ先

ほけん福祉課 福祉係

- TEL 0996-24-8930
- FAX 0996-52-3514

障害児福祉手当

日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅障がい児（20歳未満）の方に支給されます。基準を満たす障がい1つ以上あるか、それと同程度以上の状態の方が対象です。支給資格者や扶養義務者の前年の所得額によっては、支給制限される場合があります。

手当額（令和7年度）

- 月額 16,100円

支給月

- 5月、8月、11月、2月
- 申請月の翌月から支給対象となります。

支給要件（所得制限により対象とならない場合があります。）

- 施設に入所していないこと。
- 障がいを支給事由とする他の公的年金を受けていないこと。

申請に必要なもの

- 本人名義の預金通帳
- 障害者手帳または療育手帳（持っている方のみ）
- 世帯全員の住民票
- 障害児福祉手当認定診断書
- 戸籍謄本 ● 世帯全員の所得課税証明書
- 個人番号カード又は個人番号通知カードと顔写真付きの本人確認書類（本人及び扶養義務者のもの）

申請先・問い合わせ先

ほけん福祉課 福祉係

- TEL 0996-24-8930
- FAX 0996-52-3514

8 手当・助成

出産準備応援給付金

妊娠期の経済的負担を減らし、安心安全な出産を迎えるために、産科への交通費や出産準備用品等の購入費としてお祝い金を支給します。

対象者（所得制限はありません）

さつま町に住民登録のある、妊娠28週以降の妊産婦

給付申請期限

妊娠28週から産後8週以内

給付額

30,000円

申請に必要なもの

- 本人確認書類の写し
 - 振込先金融機関口座の確認書類の写し
 - 妊娠7～8か月の方へのアンケート
- ※対象者には、申請書類および返信用封筒を郵送いたします。

問い合わせ先

こども課 こども健康係

- TEL 0996-24-8941
- FAX 0996-52-3514

出産・子育て応援給付金（国の出産・子育て応援給付金事業）

国の施策に伴い、町では「出産・子育て応援事業」を実施しています。すべての妊婦さんや子育て家庭がより安心して出産・子育てができるよう、必要な支援に繋ぐ『伴走型相談支援』を充実させるとともに、出産準備や子育てにかかる費用の『経済的支援』を一体的に実施します。

伴走型相談支援

■妊娠届出時

全ての妊婦さんと面談を行い、出産までの見通しを立てたり、支援サービスの紹介をします。

■妊娠7か月頃

妊娠7か月頃の全ての妊婦さんを対象に、アンケートを郵送させていただきます。必要に応じ、保健師や助産師が面談を行い、不安なく出産・産後を迎えられるよう支援します。

■出生届出後

お子さんが生後1か月頃になるまでの間に、新生児訪問でご自宅にお伺いし、お母さんの産後の体調やお子さんの発育、子育てに関する相談等に応じます。

経済的支援

● 出産応援給付金

妊婦1人当たり5万円

● 子育て応援給付金

出生児1人当たり5万円

申請に必要なもの

- 本人確認書類の写し
 - 振込先金融機関口座の確認書類の写し
- ※妊娠届出時、新生児訪問時に申請書類をお渡しします。

問い合わせ先

こども課 こども健康係

- TEL 0996-24-8941
- FAX 0996-52-3514

8 手当・助成

子ども医療費助成

子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、健康の保持増進を図るため、保健診療による医療費の一部を助成します。

令和7年4月から、課税・非課税に関わらず原則窓口払無料になります。

対象者（所得制限はありません。）

子ども医療費助成制度の対象となるのは、次の条件が全てそろっている子どもの保護者

- さつま町に住所を有する0歳から18歳以下の子ども（18歳に達する日以降の最初の3月31日（高校卒業相当）まで）
- 健康保険加入者
- 生活保護・重度心身障害者・ひとり親家庭医療費助成等、他の医療費助成を受けていない子ども

※既婚者は対象外です。

問い合わせ先

こども課 こども支援係

- TEL 0996-24-8940
- FAX 0996-52-3514

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等の生活の安定及び福祉の向上を図るために医療費の一部を助成します。

対象者（所得制限により対象とならない場合があります。）

- 母子家庭の母及びその方が扶養している児童
- 父子家庭の父及びその方が扶養している児童
- 父母のいない児童
- 母が重度の障がいにある父と児童
- 父が重度の障がいにある母と児童

※児童とは・・・

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は一定程度の障がいの状態にある者

問い合わせ先

こども課 こども支援係

- TEL 0996-24-8940
- FAX 0996-52-3514

8 手当・助成

低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業

低所得の妊婦の経済的負担軽減を図り、母子ともに健全な出産及び養育を確保することを目的に、妊娠の診断を受けるための初回の産科受診料を助成します。

対象者

- 住民税非課税世帯又は同等の所得水準である妊婦

※同等の所得水準とは・・・

生活保護世帯、災害・失業等の家計の状況に急変があった方、家庭の状況等により経済的な援助が期待できない方など

助成額

- 産科医療機関を受診して妊娠判定検査に要した費用に対し、上限1万円
ただし、1回の妊娠につき1回限りとする。

申請期限

- 受診日の属する年度の翌年度4月末まで
例：令和6年度に受診した場合、申請期限は令和7年4月30日まで

申請に必要なもの

- 医療機関の領収書
- 本人名義の通帳

問い合わせ先

こども課 こども健康係

- TEL 0996-24-8941
- FAX 0996-52-3514

未熟児養育医療

指定医療機関の医師が、未熟児かつ入院医療が必要と認めたおおむね出生体重2,000g以下の乳児の保護者に対して、入院中の医療費の一部を町民税額に応じて助成します。

申請に必要なもの

- 印鑑（認め印）
- 指定医師の意見書
- 対象乳児の健康保険証
（保険証を申請中の場合は、加入予定の保護者の健康保険証）
- 個人番号カード又は個人番号通知カード
（本人及び扶養義務者のもの）

問い合わせ先

こども課 こども健康係

- TEL 0996-24-8941
- FAX 0996-52-3514

8 手当・助成

このとり支援事業（不妊治療にかかる助成金制度）

保険適用となった不妊治療や不育症治療を行った方、保険診療と併用可能な「先進医療」を行った方の経済的負担の軽減を図り、少子化対策に努めることを目的に、対象者へ助成金を支給します。

対象となる治療	助成額	助成回数	申請期間
①保険適用となる不妊治療 ②保険適用となる不育症治療	●1年度あたり上限30万円（①と③を申請された方は、合計30万円が上限となります。） ※①・②は高額療養費を控除した額を支給します。 ※③は鹿児島県先進医療不妊治療費助成金の助成を控除した額を助成します。	●回数制限はありません。	●治療終了の翌日から起算して1年以内
③保険診療と併用可能な先進医療		●健康保険が適用される回数まで	

申請に必要なもの

- 受診等証明書
- 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類（住民票謄本など）
- 通帳
- 治療に要した領収書
- 健康保険証
（上記①・②を申請の方。夫婦ともに必要）
- 高額療養費の助成額がわかる書類
（上記①・②を申請の方）
- 鹿児島県先進医療不妊治療費助成事業承認決定通知書
（上記③を申請の方）

問い合わせ先

こども課 こども健康係

- TEL 0996-24-8941
- FAX 0996-52-3514

医療的ケア児等総合支援事業

在宅の医療的ケア児等を看護する保護者の負担軽減を図るため、訪問看護師による看護を行い、その費用を助成します。

対象となる方は、次の①・②・③にすべて該当する方です。

- ①在宅の医療的ケア児等であること
- ②家族等による在宅介護を受けていること
- ③訪問看護サービスを受けていること

申請先・問い合わせ先

こども課 こども支援係

- TEL 0996-24-8940
- FAX 0996-52-3514

8 手当・助成

自立支援医療（育成医療）

指定医療機関において、18歳未満の身体に障がいのある方が、障がいを軽くしたり回復させるために必要な治療（歯科矯正、関節形成手術など）を受ける場合に、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

申請に必要なもの

- 指定医師の意見書
- 医療保険が同一の方全ての保険証
- 個人番号カード又は個人番号通知カードと顔写真付きの本人確認書類（対象児・保護者）

申請先・問い合わせ先

ほけん福祉課 福祉係

- TEL 0996-24-8930
- FAX 0996-52-3514

自立支援医療（精神通院医療）

指定医療機関において、精神疾患（てんかんを含む）の継続的な通院による医療が必要な方に対し、医療費の一部を医療保険及び公費で負担します。

申請に必要なもの

- 申請書
- 指定医療機関の診断書
- 同意書
- 医療保険が同一の方全ての保険証
- 個人番号カード又は個人番号通知カード（対象児・保護者）

申請先・問い合わせ先

ほけん福祉課 福祉係

- TEL 0996-24-8930
- FAX 0996-52-3514

風しん任意予防接種費用助成事業

赤ちゃんを「先天性風しん症候群」から守るために、予防接種費用の一部を助成しています。

助成対象者 以下a～cすべてにあてはまる方

- (a) 妊娠を希望する18歳以上の女性、妊娠を希望する女性の配偶者又は同居者、抗体価の低い妊婦の同居家族
- (b) さつま町に住民登録している方
- (c) 抗体検査の結果HI法32倍未満、又は、EIA法で8.0未満の方

助成回数・金額

1回のみ6,000円を上限に助成します。
(MRワクチン又は風しん単体抗原ワクチン)

申請先・問い合わせ先

こども課 こども健康係

- TEL 0996-24-8941
- FAX 0996-52-3514

8 手当・助成

小児慢性特定疾病医療費助成制度

子どもの慢性疾患のうち、特定の疾患については、その治療が長期にわたり、医療費も高額になること等から、安心して治療が受けられるように保険診療の自己負担分の一部が助成されます。

対象者

小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童等が対象。

- 慢性に経過する疾病であること
- 生命を長期に脅かす疾病であること
- 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること
- 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

※18歳未満の児童等が対象です。（ただし、18歳到達時点において本事業の対象になっており、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者も対象。）

小児慢性特定疾病となる対象の疾患群

- 悪性新生物
- 慢性腎疾患
- 慢性呼吸器疾患
- 慢性心疾患
- 内分泌疾患
- 膠原病
- 糖尿病
- 先天性代謝異常
- 血液疾患
- 免疫疾患
- 神経・筋疾患
- 慢性消化器疾患
- 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
- 皮膚疾患
- 骨系統疾患
- 脈管系疾患

問い合わせ先

川薩保健所 健康増進係

●TEL 0996-23-3165

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病児の方を対象に日常生活上の便宜をはかるため、日常生活用具の給付を行う制度です。

対象者

さつま町にお住まいの小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、児童福祉法・障害者総合支援法の施策の対象とならない方。

日常生活用具の種類 (18種類)	便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具（手すり・スロープ・歩行器等）、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす（電動以外）、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻
---------------------	---

- 給付を受ける場合は事前の申請が必要になります。（※購入後の申請は受付できません。）
- 世帯の所得状況に応じて自己負担額が設定されます。
- 給付品目・補助基準額については、事前にお問い合わせください。

問い合わせ先

こども課 こども支援係

●TEL 0996-24-8940
●FAX 0996-52-3514

9 施設等の連絡先一覧

施設名	住所	電話番号
さつま町役場	さつま町宮之城屋地1565-2	0996-53-1111
川薩保健所	薩摩川内市隈之城町228-1	0996-23-3165

定期接種実施医療機関

施設名	住所	電話番号
稲津内科病院	さつま町宮之城屋地1378	0996-52-3355
相良医院	さつま町宮之城屋地1531-3	0996-53-0160
さつまクリニック	さつま町求名12552-2	0996-57-0020
立志クリニック	さつま町湯田1502-10	0996-55-9119
林田内科	さつま町宮之城屋地1548	0996-53-1177
ますざき医院	さつま町広瀬673	0996-52-4510

※接種可能な予防注射の種類については、こども健康係にお問い合わせください。

9 施設等の連絡先一覧

保育所

施設名	住所	電話番号
山崎保育園	さつま町山崎861-2	0996-56-8555
佐志保育園	さつま町広瀬1242-7	0996-53-1378
太陽保育園	さつま町宮之城屋地2115	0996-52-2551
信教寺保育園	さつま町宮之城屋地808-1	0996-53-3130
上宮保育園	さつま町平川1872-2	0996-54-2672

認定こども園

施設名	住所	電話番号
幼保連携型認定こども園 つるだ同朋子ども園	さつま町鶴田3424-18	0996-59-3074
認定こども園クオラキッズ	さつま町船木2336-1	0996-53-0335
あさひこども園	さつま町柏原5183	0996-59-8675
宮之城聖母幼稚園	さつま町虎居1020-1	0996-53-0602
恵光保育園	さつま町中津川1986-1	0996-57-0845
吉祥保育園	さつま町虎居町1779-1	0996-53-0305

9 施設等の連絡先一覧

地域型保育

施設名	住所	電話番号
わんぱくキッズ	さつま町船木2311-6	0996-52-1265

休日保育

施設名	住所	電話番号
認定こども園クオラキッズ	さつま町船木2336-1	0996-53-0335
恵光保育園	さつま町中津川1986-1	0996-57-0845

児童発達支援事業

施設名	住所	電話番号
児童発達支援センター クオラバンピーノ	さつま町轟町35-40	0996-26-1215

相談支援事業所

施設名	住所	電話番号
相談支援事業所 さつま	さつま町宮之城屋地670-2 (宮之城ふくし園内)	0996-53-2940
相談支援事業所クオラバンピーノ	さつま町轟町35-40	0996-26-1215

障害児等療育支援事業

施設名	住所	電話番号
社会福祉法人 大一会 生活支援センターふれあい	伊佐市大口宮人463-30	0995-23-0143

地域子育て支援拠点事業

施設名	住所	電話番号
子育て支援センター クオラ	さつま町船木2336-1 (認定こども園クオラキッズ内)	0996-53-0335

利用者支援事業

施設名	住所	電話番号
利用者支援事業 さくらんぼ	さつま町船木2336-1 (認定こども園クオラキッズ内)	0996-53-0335

病児保育事業

施設名	住所	電話番号
病児保育所 かんがるー	さつま町船木2336-1 (認定こども園クオラキッズ内)	0996-53-0335

9 施設等の連絡先一覧

放課後児童クラブ

施設名	住所	電話番号
えいしん児童クラブ	さつま町宮之城屋地1556-3	090-9560-0555 0996-53-0305
信教寺児童クラブ	さつま町宮之城屋地808-1	0996-53-3130
太陽学童クラブ	さつま町宮之城屋地2115	0996-52-2551
恵光学童クラブ	さつま町中津川4268	0996-57-0845
あさひ児童クラブ	さつま町柏原1637-3	0996-59-8675
佐志学童クラブ	さつま町広瀬1178	0996-53-1378
にじいろ学童クラブ	さつま町求名12753-3	0996-24-8940
つるだ学童クラブ	さつま町神子666-1	0996-59-3074
山崎学童クラブ	さつま町山崎853-1	0996-56-8555

放課後等デイサービス

施設名	住所	電話番号
みらくる	さつま町宮之城屋地2056-1	0996-53-3900
クオラバンピーノ	さつま町轟町35-40	0996-26-1215

さつま町子どもの学習・生活支援事業

ひまわり学習教室

参 加 者 募 集

家や学校とはちがう、3つめの居場所です

自律



いっしょにまなぼう！

学校の宿題をいっしょに取り組み、自分から学ぶ力を身につけよう！

交流



いっしょにあそぼう！

他の学校のおともだちや大人とコミュニケーションをとってみんなで楽しい場所を作ろう！

居場所



心のもやもやを吐き出そう！

進路の悩みや日ごろの悩み、みんなが悩んでいることを話してね。

【じかんわり】

【場所】 宮之城ひまわり館

【日時】 毎週土曜日 9：30～11：30
(第2土曜・土曜祝日を除く)

【費用】 無料

【対象者】 さつま町内に居住する
小学生・中学生

時間	活動内容(予定)
9：30～10：30	学習タイム
10：30～10：45	休憩
10：45～11：20	ひまわりタイム 自由時間
11：20～11：30	ふりかえりシート 片付け
11：30	さようなら

学習支援ボランティア

随時募集しています。
子ども達のサポート、見守り等。
まずは、お問合せ下さい！

さつま暮らし・しごとサポートセンター(さつま町社会福祉協議会)

〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地2117-1

tel.0996-52-2443 (8:30～17:15) 土日祝休み

行事保険の加入等ありますので、事前に申し込み手続きと面談をお願いします。

体験・申込

随時受付中！

さつま町 LINE 公式アカウントへのご登録をおねがいします！

さつま町では、コミュニケーションアプリ「LINE」を活用したサービスを提供しています。

ご登録した方には、さつま町からイベント情報や子育て関係事業のお知らせメッセージ配信などのほか、コロナウイルスワクチン予約など、子育て支援以外のサービスもご利用できますので、ご登録をお願いします。

※登録費用や月額利用料は無料ですが、データ通信料はご契約の携帯電話契約会社との契約に応じて必要になります。



利用 登録

LINE アプリの友だち追加ページで「@satsumatown」とID 検索するか、QR コードを読み取ると「さつま町」と表示されるので、「友だち」に追加し、メッセージ配信を希望する受信設定を行ってください。



さつま町子ども・子育てガイドブック

令和7年4月

編集・発行 さつま町

〒895-1803 薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

TEL 0996-53-1111
